

平成29年  
5月臨時議会  
提出議案

# 主要事項説明書

 福知山市

## 目次

◆ 会計別予算額一覧.....	2
◆ 一般会計歳入予算額一覧.....	3
◆ 一般会計歳出予算額一覧（目的別） .....	4
◆ 一般会計歳出予算額一覧（性質別） .....	5
◆ 5月補正予算 主要事項.....	6
◆ 条例関連議案.....	8
◆ その他の議案.....	9

◆ 会計別予算額一覧

(単位:千円)

会 計 名		補正前の額	5月補正額	補正後の額	
一 般 会 計		39,480,000	24,500	39,504,500	
特 別 会 計	国民健康保険事業	9,267,100		9,267,100	
	国民健康保険診療所費	47,400		47,400	
	と畜場費	32,500		32,500	
	宅地造成事業	22,600		22,600	
	休日急患診療所費	22,900		22,900	
	公設地方卸売市場事業	6,600		6,600	
	農業集落排水施設事業	972,800		972,800	
	福知山都市計画事業石原土地区画整理事業	609,000	1,662	610,662	
	介護保険事業	保険事業勘定	8,451,200		8,451,200
		介護サービス事業勘定	21,600		21,600
	下夜久野地区財産区管理会	172		172	
	後期高齢者医療事業	1,934,400		1,934,400	
	地域情報通信ネットワーク事業	1,993,200		1,993,200	
	小 計	23,381,472	1,662	23,383,134	
企 業 会 計	水道事業	4,670,500		4,670,500	
	下水道事業	7,292,500		7,292,500	
	病院事業	福知山市民病院	13,908,791		13,908,791
		大江分院	892,264		892,264
	計	14,801,055		14,801,055	
	小 計	26,764,055		26,764,055	
合 計		89,625,527	26,162	89,651,689	

◆ 一般会計歳入予算額一覧

(単位:千円)

款	補正前の額	5月補正額	補正後の額
01 市税	11,589,814		11,589,814
02 地方譲与税	386,000		386,000
03 利子割交付金	4,000		4,000
04 配当割交付金	91,000		91,000
05 株式等譲渡所得割交付金	60,000		60,000
06 地方消費税交付金	1,460,000		1,460,000
07 ゴルフ場利用税交付金	7,000		7,000
08 自動車取得税交付金	117,000		117,000
09 国有提供施設等所在市町村助成交付金	22,000		22,000
10 地方特例交付金	56,000		56,000
11 地方交付税	10,537,000		10,537,000
12 交通安全対策特別交付金	14,000		14,000
13 分担金及び負担金	522,671		522,671
14 使用料及び手数料	1,198,971		1,198,971
15 国庫支出金	4,626,859		4,626,859
16 府支出金	2,683,647	24,500	2,708,147
17 財産収入	535,726		535,726
18 寄附金	131,501		131,501
19 繰入金	1,300,691		1,300,691
20 諸収入	349,320		349,320
21 市債	3,786,800		3,786,800
22 繰越金	0		0
一般会計合計	39,480,000	24,500	39,504,500

◆ 一般会計歳出予算額一覧（目的別）

（単位：千円）

款	補正前の額	5月補正額	補正後の額
01 議会費	305,719		305,719
02 総務費	5,632,706		5,632,706
03 民生費	13,782,995		13,782,995
04 衛生費	4,898,213		4,898,213
05 労働費	19,332		19,332
06 農林業費	1,758,041	24,500	1,782,541
07 商工費	510,185		510,185
08 土木費	2,732,372		2,732,372
09 消防費	1,443,366		1,443,366
10 教育費	3,093,849		3,093,849
11 公債費	5,253,222		5,253,222
12 予備費	50,000		50,000
一般会計合計	39,480,000	24,500	39,504,500

◆ 一般会計歳出予算額一覧（性質別）

（単位：千円）

区 分	補正前の額	5月補正額	補正後の額
人 件 費	6,886,479		6,886,479
うち 議員給与費	169,572		169,572
うち 職員給与費	4,924,232		4,924,232
物 件 費	5,295,205		5,295,205
維 持 補 修 費	316,020		316,020
扶 助 費	8,598,200		8,598,200
補 助 費 等	4,766,982		4,766,982
投 資 的 経 費	2,692,356	24,500	2,716,856
う ち 人 件 費	161,890		161,890
普 通 建 設 費	2,692,356	24,500	2,716,856
補 助 事 業 費	643,406		643,406
単 独 事 業 費	2,048,950	24,500	2,073,450
災 害 復 旧 費	0		0
公 債 費	5,253,222		5,253,222
積 立 金	814,774		814,774
出 資 金 ・ 貸 付 金	104,236		104,236
繰 出 金	4,702,526		4,702,526
予 備 費	50,000		50,000
一般会計合計	39,480,000	24,500	39,504,500

◆ 5月補正予算 主要事項

政策名	豊かな自然の中で共に安心して安全に暮らせるまちづくり					(単位:千円)
事業名	災害に強い森づくり事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
24,500	国	府	市債	その他	一般財源	0
		24,500				補正後予算額 24,500

1 事業の背景・目的

平成29年2月の融雪により崩壊した山腹について、府からの委託事業により治山工事を実施し、山腹の荒廃の拡大と溪流からの土砂等の流出による再被害を防止し、下流域住民の安心と安全を図ります。

2 事業の内容

下記の地区において、治山工事を実施します。

- ・大江町河守地区（山腹工）
- ・平成30年3月上旬完了予定

3 事業費の内訳

(款) 農林業費 (項) 林業費 (目) 林業振興費

山腹測量設計業務委託費	3,780千円
本数調整伐業務委託費	1,404千円
工事請負費	18,816千円
事務費	500千円

4 主な特定財源

(款) 府支出金 (項) 府委託金 (目) 農林業費府委託金  
 災害に強い森づくり事業府委託金 24,500千円



山腹被災状況（大江町河守地内）

担当課	農林商工部 農林管理課	電話	直通 24-7042 内線 4118
-----	-------------	----	--------------------

政策名	だれもが快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり					(単位:千円)
事業名	前年度繰上充用金 (石原土地区画整理事業特別会計)					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
1,662	国	府	市債	その他	一般財源	609,000
				1,662		補正後予算額 610,662

### 1 事業の背景・目的

本事業は、平成4年度に事業着手、以後、都市基盤及び都市施設の整備を行い、平成21年度に換地処分を完了しました。特別会計の早期閉鎖にむけ、平成29年度は、積極的な保留地の売却に努めています。

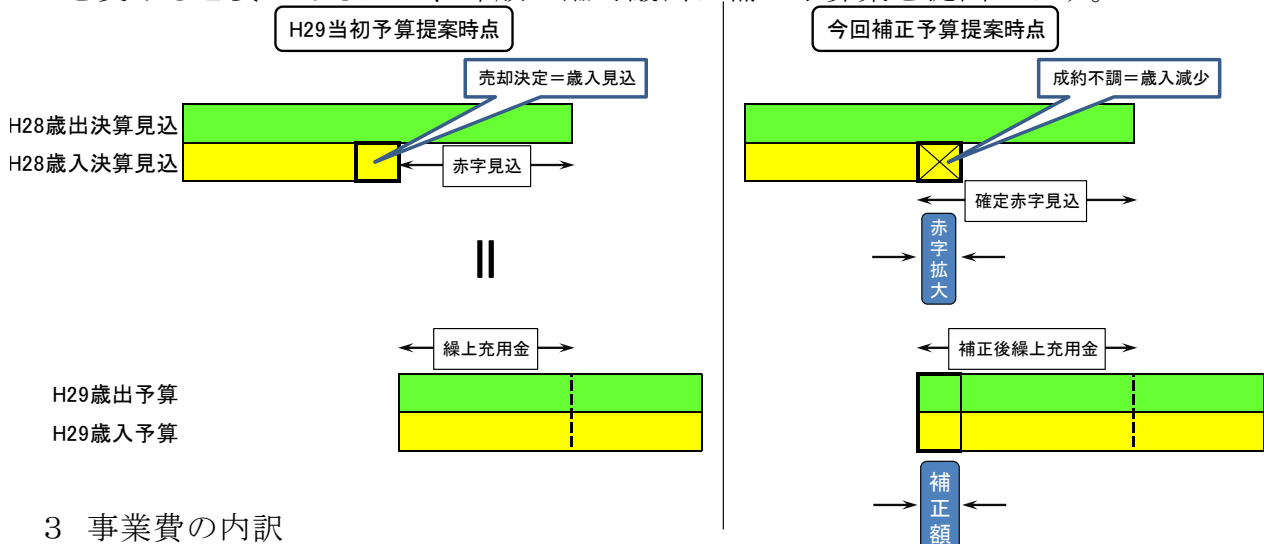
### 2 事業の内容

今回、当初予算で見込んでいた繰上充用金 (590,172千円) が不足することとなったため増額補正します。

繰上充用金とは今回の場合、平成28年度決算の歳出に対して歳入が不足する(赤字)額を、平成29年度の歳入を繰り上げて充てる措置のことです。

平成29年1月に売却決定を通知した保留地1筆について、購入希望者の都合により成約せず、結果として28年度の歳入に至らず、決算赤字を広げたため、29年度の繰上充用金に不足を来すことになりました。

繰上充用金は、翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならず、また28年度の出納閉鎖(平成29年5月31日)までに行うことが原則であり、それまでに議決を受ける必要があるため、今般の臨時議会に補正予算案を提出します。



### 3 事業費の内訳

(款)繰上充用金 (項)繰上充用金 (目)繰上充用金 1,662千円

### 4 主な特定財源

(款)土地売却収入 (項)土地売却収入 (目)土地売却収入 1,662千円

担当課	土木建設部都市整備課	電話	直通 24-7048 内線 4332
-----	------------	----	--------------------



## ◆ 条例関連議案

### 1 福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（一部改正） 【子育て支援課】

#### 1 改正の理由

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

#### 2 改正の概要

政令の改正により福知山市立幼稚園等の利用者負担額の階層区分及び上限額を改めることとした。  
(別表第1第1項の表関係)

#### 3 施行期日

公布の日から施行するが、平成29年4月1日に遡り適用する。

## ◆ その他の議案

### ■ 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について

【大江支所】

事件の種類	事件の内容
福知山市鬼の里Uターンプラザ使用料等の支払の請求	<p>相手方は、福知山市鬼の里Uターンプラザに平成24年7月に入居したが、その使用料を平成26年9月分から平成27年4月分まで、金307,000円滞納している。</p> <p>平成28年7月に相手方から納付誓約書の提出があったが、履行されなかった。その後、文書による催告を始めとして、再三にわたり支払を行うよう請求したが、連絡のないまま舞鶴市に転出した。</p> <p>このため、本市は平成29年3月23日に相手方の住所地を管轄する舞鶴簡易裁判所に支払督促の申立てを行った。しかし、相手方が平成29年4月5日に分割納付にしてほしい旨の異議申立てを行った。</p> <p>民事訴訟法第395条では、相手方から異議申立てがあった時は、支払督促申立ての時に訴えの提起があったものとみなされるため、福知山市鬼の里Uターンプラザ使用料等の支払を求める訴えの提起又は裁判上の和解を行おうとするものである。</p>

### ■ 損害賠償の額について

【健康推進課】

平成29年1月31日、職員が母子家庭訪問を終え、公用車で帰庁する途中、福知山市桔梗が丘地内の市道において、T字路交差点を右折しようとして交差点に進入したところ、右方向から市道を直進してきた車両の後部左側と接触し、これに損傷を与えたことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額 139,404円

### ■ 専決処分承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

#### 1 福知山市税条例（一部改正） ＜H29.3.31 専決第11号＞

【税務課】

##### 1 改正の理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

##### 2 改正の内容

- (1) 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案し、市長が課税方式を決定できることとした。  
(第25条第4項及び第6項並びに附則第16条の3第2項関係)
- (2) 震災等により滅失等をした償却資産に代わる償却資産等に対する課税標準の特例について定めることとした。  
(第34条第8項関係)
- (3) 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産のわがまち特例の割合を定めることとした。  
(第34条第11項から第13項関係)
- (4) 居住用超高層建築物に係る税額の按分方法の区分所有者全員の協議による補正の申出について定めることとした。  
(第34条の4関係)
- (5) 被災市街地復興推進地域に定められた場合において、震災等発生後4年度分に限って、所有者の申出により従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けられる旨を定めることとした。  
(第34条の5第2項及び第38条の3関係)
- (6) 法改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例の読替規定について改めることとした。  
(附則第10条関係)
- (7) 特定事業所内保育施設の用に供する固定資産のわがまち特例の割合を定めることとした。  
(附則第10条の2第8項関係)
- (8) 耐震改修又は熱損失防止改修工事が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について定めることとした。  
(附則第10条の3第8項及び第9項関係)
- (9) 軽自動車税のグリーン化軽減特例について、対象となる区分を改めた上、適用期限を2年間延長することとした。  
(附則第16条第5項から第7項関係)
- (10) 自動車製造者等の不正行為により軽自動車税の納付不足額が発生した場合の当該不足分の徴収の特例について定めることとした。  
(附則第16条の2関係)
- (11) 特例適用配当等及び条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案し、市長が課税方式を決定できることとした。  
(附則第20条の2第4項及び附則第20条の3第4項関係)
- (12) 法改正による条項のずれ等に伴い、文言等の整理を行うこととした。  
(第26条の8、第30条の6第3項及び第6項、附則第10条の2第5項から第7項、附則第10条の3第2項、第4項から第7項及び第10項、附則第16条第3項、附則第17条の2第1項及び第2項並びに附則第20条の3第6項関係)

### 3 施行期日

平成29年4月1日

## 2 福知山市都市計画税条例（一部改正）

【税務課】

### <H29.3.31 専決第12号>

#### 1 改正の理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

#### 2 改正の内容

- (1) 特定事業所内保育施設の用に供する固定資産のわがまち特例の割合を定めることとした。  
(附則第2項関係)
- (2) 法改正及び(1)による項のずれ等に伴い、文言等の整理を行うこととした。  
(附則第3項から附則第13項関係)

3 施行期日  
平成29年4月1日

**3 福知山市消防団員等公務災害等補償条例（一部改正）【消防本部総務課】**  
**<H29.3.31 専決第13号>**

1 改正の理由  
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容  
非常勤消防団員等の損害補償の基礎額の算定における当該非常勤消防団員等の扶養親族に係る加算額を次のように改めることとした。  
(第5条第3項関係)

区分		平成29年度以降 (前年度比)	現行
配偶者		333円 (100円減)	433円
子		267円 (50円増)	217円
配偶者及び子以外		217円 (増減なし)	217円
配偶者のない 場合の1人目 の扶養親族	子	333円 (34円減)	367円
	子 以外	300円 (67円減)	367円

3 施行期日  
平成29年4月1日